

## 小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年9月20日
- 2 開会年月日、時間 令和5年9月28日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町役場 第1会議室
- 4 委員総数 15名  
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数  
・農業委員 8名  
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 島津 忠昭 小林 茂幸  
小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫  
・農地利用最適化推進委員 6名  
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男  
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名  
平松 幸明
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 荒井 俊博 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項  
議案 第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案 第18号 農用地利用集積計画の決定について  
報告 第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より9月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、6番小林茂幸委員、7番小林広幸委員の両名にお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、3番岩崎委員より説明願います。

3番岩崎委員：地図は1ページをご覧ください。申請地は六川の火の見櫓から10mぐらい進んだところを西へ入って4、50mの辺りにあります。

譲受人は六川の方で、ここは譲受人の自宅と地続きで、家の南側に2筆ある状況です。両者は兄弟の関係になります。譲渡人の方が兄で、これまで申請地を所有してきましたが、何かと援助が必要で、今はもう長らく小布施町の自宅を離れて町外で生活されています。このため、これまでも隣接地に住んでいる譲受人が管理をしてきました。それで、このたび譲受人に所有権を移すことにしたということです。

作るのは野菜で、これまでも譲受人は管理しながら野菜を作っていました。ここは家庭菜園的に利用されていまして、これからも特に大々的に営農したいとか、そういった意図はないのですけれども、軽トラックは持っていらっしゃいます。労力としては本人と奥様の2名で、距離は隣接した土地なので0分ということで、時間はかかりません。

これまでもこの畑が荒れて問題になったことはありませんでしたので、今後も問題なく管理されると考えます。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号1は許可とします。続いて、番号2について、3番岩崎委員より説明願います。

3番岩崎委員：地図は2ページをご覧ください。申請地はおぶせ温泉の駐車場から雁田の集落の方に下がっていくところの道沿いです。

申請者について、譲渡人は雁田の方、譲受人は六川の方です。このお二方は、別の場所で耕作地が隣同士で、そのような知人関係から、直接お話をしてまとまった、とのことを譲受人より伺いました。

申請地について、2筆目と3筆目ではブドウを栽培するそうです。1筆目の一番小さいところは狭いので、そこは野菜を作るとのことです。

譲受人には相当の耕作地があります。そのため、農機具はトラクター1台、SSは3台、乗用草刈機3台、高所作業車1台、軽トラ2台、軽バンも1台持っていらっしゃいます。

労力は、本人、奥様、弟さんの3名が中心になっている他に、ブドウの繁忙期に当たる7月は雇用が最大25人頼めるそうです。それ以外の時期も何人かお願いしてやっていらっしゃるそうです。それから、住宅から申請地までの距離は約1km、車で約5分となっています。

経験も技術も十分ありますので、問題なくやっていただけると考えます。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 2 は許可とします。

議長：次に、議案第 18 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 3 ページをご覧ください。申請地は、JA ライスセンターの南西の区域内で、矢島集落の近くになります。

貸付人は矢島の方、借受人は町内の社会福祉法人です。平成 30 年 11 月 1 日より 5 年間の賃貸借契約を結んでいましたが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

申請地の地目は田と記載されていますが、畑地利用しており、野菜を作っています。今後も引き続き野菜を栽培する計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。

議長：次に、報告第 8 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 4 ページをご覧ください。該当地は、町営グラウンドや小布施土地改良区のある所から北側の区域内にあります。

貸付人、借受人ともに六川の方です。平成 27 年 9 月 1 日より賃貸借契約を続けており、昨年に契約を更新したところでしたが、該当地は自家消費用の野菜畑であり、借受人側から、主力の果樹栽培に忙しくて手が回らないのでお返ししたいと解約の申入れがあり、貸付人がこれに応じたものです。

該当地は、すでに新たな借受人が見つかっていまして、今後、貸借契約の話が整い次第申請をされると聞いております。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 5 ページをご覧ください。該当地は、小布施中学校と小布施総合体育館の間にある道の向かいです。

貸付人は松村の方、借受人は東町の方です。

開始時期等、貸借契約の詳細については不明な状況ですが、当事者の話によると貸付人からの依頼を受けて借受人が耕作をしてきた、とのことでした。しかし、このたび、少し規模を抑えたいということで借受人側から話があり、解約となりました。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 2 時 16 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和5年9月28日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員